

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

エプソングループ(以下「エプソン」という。)は、企業価値の継続的な増大を目指すとともに、経営のチェック機能の強化や企業倫理の遵守を實踐し、顧客・株主・従業員などのステークホルダーに対する経営の高い透明性と健全性の確保によって信頼経営を維持・継続することをコーポレート・ガバナンスにおける基本的な考え方としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
青山企業株式会社	20,718,934	10.36
三光起業株式会社	14,288,500	7.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,537,400	5.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,165,600	4.58
セイコーホールディングス株式会社	7,948,800	3.97
服部 靖夫	7,159,006	3.58
セイコーエプソン従業員持株会	6,023,727	3.01
服部 のぼる	5,599,968	2.80
第一生命保険株式会社	4,368,000	2.18
株式会社みずほコーポレート銀行	4,278,100	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と次の定期的な会合を行うことにより、監査の実効性を高めるよう努めております。

- ・監査計画の相互確認
- ・会計監査人の監査・レビューの確認
- ・期末監査報告会

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山本 恵朗	他の会社の出身者				○					○
石川 達紘	弁護士				○					○
宮原 賢次	他の会社の出身者				○	○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
			銀行の頭取経験者としての幅広い見識と豊富な経験を有している。 なお、当社メインバンク(主要な取引先)の元業

山本 恵朗	○	——	<p>務執行者(頭取)であるが、山本氏の招聘は、当社ニーズによるものであり、同行からの斡旋などの事実はない。また、当社グループの総資産額に占めるネット有利子負債の額の割合は1割にも満たず、当社グループの銀行借入への依存度は低い状況にある。加えて、当社は複数の金融機関と取引を行っているため、同行に対する借入依存度が突出している状況にはない。従って、当社と同行の間に特別な関係はなく、当社の意思決定に影響を及ぼすものではない。</p> <p>以上の事実に加え、同行退任から約9年が経過していること、また当社と本人との間に特別な利害関係はないことから、山本氏を独立役員として指定しても、一般株主と利益相反関係に立つおそれはないと判断した。</p>
石川 達紘	○	——	<p>法曹界において重職を歴任し、法務全般への高い見識を有しており、また、当社をはじめ複数の会社における社外役員としての豊富な経験を有している。</p> <p>なお、当社は弁護士である石川氏との間に顧問契約、その他の個別契約に基づく業務の委任を行ったことがなく、かつ今後も行う予定がないことから、一般株主との利益相反関係が生じるおそれはないと判断している。</p>
宮原 賢次	○	——	<p>総合商社の経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有している。</p> <p>なお、宮原氏は、当社の取引先の業務執行者であった(元社長)が、同社及びそのグループ会社が「主要な取引先」には該当しないこと、また、当社と本人との間にその他の利害関係はないことから、一般株主との利益相反の生ずるおそれはないと判断している。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

各社外監査役は、当期(平成23年3月期)に開催された取締役会(13回開催)および監査役会(16回開催)において積極的に発言しております。その発言内容は、議案の説明に対する質問、審議のプロセスの確認などに加えて、自身の経験に照らして新たな視点を提供する趣旨の発言などがあります。

(参考)各社外監査役の取締役会および監査役会への出席状況
山本 恵朗 取締役会出席回数10回、監査役会出席回数15回
石川 達紘 取締役会出席回数10回、監査役会出席回数15回
宮原 賢次 取締役会出席回数9回、監査役会出席回数15回

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、役員賞与を業績連動としております。役員賞与については、月額報酬額を基礎としてあらかじめ取締役会で定めた全社業績指標目標値の達成状況により変動させています。また、役員の報酬と株主価値との連動性を高める観点から、役員報酬の一部に株価連動型報酬(株式取得報酬)を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当期(平成23年3月期)における取締役および監査役の報酬などの額は、次のとおりであります。

- ・取締役:12名 基本報酬408百万円、合計408百万円
- ・監査役:5名 基本報酬115百万円、合計115百万円
- (うち社外監査役:3名 基本報酬57百万円、合計57百万円)

注1. 上記には、平成22年6月22日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。

2. 使用人兼務取締役に対する使用人給与の支給はありません。
3. 報酬と株主価値との連動性を高める観点から、株価連動型報酬(株式取得報酬)を導入しており、基本報酬の一部を当社株式の取得に充てております。
4. 平成13年6月26日開催の定時株主総会の決議により、取締役の報酬月額が70百万円以内、監査役の報酬月額は12百万円以内とされており、また、
5. 当期に係る役員賞与は支給しないこととしたため、上記支給額には役員賞与は含まれておりません。
6. 報酬としてストックオプションを付与しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬については、取締役が短期および中長期にわたる企業価値の向上を図るために、業績向上への意欲を高めるものであるとの基本方針に基づき制度設計をしております。

具体的には、月額報酬については役位に応じて当社業績を考慮したうえで設定しております。賞与については、取締役会であらかじめ定めた業績目標に対する達成度を勘案したうえで支給水準を設定し、取締役の任期である1年間の業績達成へのインセンティブとして位置付けています。なお、月額報酬の一部を自社株式の取得に充てることで、株価連動の要素と長期的な業績向上へのインセンティブとして位置付けています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、監査役室を設置するとともに専属の従業員を配置し、監査業務を補助するものとしております。

取締役会議案のうち特に重要な議案については、主管部門より社外監査役に対し事前に説明を行っております。なお、取締役会議案については、毎回、常勤監査役に対して事務局より説明しており、必要に応じて常勤監査役と社外監査役で情報を共有しております。また、取締役会資料の事前送付に加えて、議事録も電磁的方法によって送信し、発言内容などの確認を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(業務執行に係る事項)

当社の取締役会は毎月1回および必要に応じて随時開催しております。取締役会では、経営の基本方針、重要な業務執行、決算、適時開示に関わる事項について意思決定を行っております。

また、意思決定までに十分な審議を尽くす場として、全取締役が出席する各種経営会議体を設置しております。なお、当社は社外取締役制度を導入しておりませんが、これら各種経営会議体に常勤監査役が出席することで、意思決定の透明性の確保に努めております。

(監査・監督に係る事項)

監査役は5名体制としており、このうち社外監査役については、監査業務の独立性・透明性を高めるために3名体制とし、また監査業務を支える体制として専門部署の設置と専門スタッフを配置しております。

監査役による監査の実効性を高める施策として、経営戦略会議や経営会議などの執行サイドの重要会議への出席、稟議書などの重要決裁書類の定期的な閲覧、内部監査部門および会計監査人との定期的な協議、代表取締役との定期的な会合による業務執行の状況の把握などを実施しております。

なお、現在は、財務・会計に関する知見を有した監査役は居りませんが、会計監査人との密な連携と財務・経理部門からの積極的な情報提供を行うことで、財務・会計分野の監査機能を補完しております。

(指名、報酬決定等に係る事項)

報酬の決定に当たっては、「報酬審議会」で支給金額の決定方針等を検討した上で、取締役会へ上程しております。報酬の水準設定にあたって外部専門会社の調査データを活用するなど客観性を確保するよう努めています。また、取締役候補者の選任については、「取締役選考審議会」で予め取締役会で定められた選考基準に基づく選考を行い、取締役会に上程しております。

当社は社外取締役制度を導入しておりませんが、いずれの審議会にも常勤監査役がオブザーバー参加することで、審議過程の透明性を確保するよう努めております。

なお、当期(平成23年3月期)の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人名などは、次のとおりであります。

(公認会計士の氏名・継続監査年数)

指定有限責任社員・業務執行社員	井出 隆(新日本有限責任監査法人)	継続監査年数:2年
指定有限責任社員・業務執行社員	山元 清二(新日本有限責任監査法人)	継続監査年数:5年
指定有限責任社員・業務執行社員	井出 泰介(新日本有限責任監査法人)	継続監査年数:2年

注. 平成19年6月26日付で監査法人不二会計事務所およびみずほ監査法人が任期満了により退任したこととともない、新日本監査法人を会計監査人として選任しましたが、上記継続監査年数には、みずほ監査法人における監査年数を含んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

エブソンは、現在、長期ビジョン「SE15」で定めた将来の目指す姿の実現に向けて、成長分野・重点分野に経営資源を集中し、事業構造の転換を進めております。事業構造改革の推進と成長軌道への回復を果たすためには、社内事情に通じた取締役が重要な業務執行を兼務することで意思決定のスピード向上と全社最適視点での経営を行う現在の体制が適していると判断しております。

なお、独立性の高い社外監査役より、適法性監査の視点にとどまらない、大所高所からの経営助言も得られている現状に鑑み、経営への監督機能は十分に発揮されていると判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の4週間前発送を基本としております。なお、当期(平成23年3月期)に係る定時株主総会(平成23年6月20日開催)の招集通知については、平成23年5月26日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の方にご出席いただくため、いわゆる第一集中日を外して実施することを基本としております。
電磁的方法による議決権の行使	書面による議決権行使に加えて、電磁的方法による議決権の行使も可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社ホームページにおける招集通知の掲載、招集通知の英訳版の作成、株主総会における事業報告のビジュアル化などを行っております。ICJが運営する機関投資家向けプラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページおよびICJプラットフォーム上において提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2010年より個人投資家向けに会社説明会を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期・各四半期の決算発表に加えて、中期経営計画などの公表時にアナリスト向けの説明会を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	通期・各四半期の決算発表日に海外機関投資家向けに電話会議を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.epson.jp)にIR関連のサイトを開設し、経営者メッセージ、財務データ、IRスケジュール、決算資料(決算短信、決算説明会プレゼンテーション資料、決算説明会での質疑応答の要約など)、アニュアルレポート、有価証券報告書、株主通信、定時株主総会招集通知・決議通知、CSR活動、ニュースリリースなどを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの専任部署として「広報IR部」を設置し、通期・各四半期の決算発表のほか、アナリスト・機関投資家との日常的なコミュニケーションを行っています。また、資本市場からの意見などについては、定期的に経営層に対してフィードバックを行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	エプソンは、経営理念の根底に流れる「信頼経営」の思想に基づき、「企業行動原則」および「社員行動規範」を定めており、お客様、株主、投資家、お取引先(調達先企業)、行政、地域住民、NGO・NPO、社員などすべてのステークホルダーから将来にわたって信頼され続けることを目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社ホームページにおいて、適宜、活動状況などの情報を発信するとともに、年次レポートとして「サステナビリティレポート」を作成し、ホームページ上で公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営理念にある「開かれた会社」を实践するために、エプソンを取り巻くすべてのステークホルダーに対して、負の情報も含めた情報公開を積極的に行うことを基本方針としています。なお、フェア・ディスクロージャーの観点から、決算説明会の資料などについては、適宜、当社のホームページに掲載するようにしております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営理念を経営上の最上位概念として捉え、これを実現するために「企業行動原則」を定め、子会社を含むグループ全体で共有するよう努めております。業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)の整備は、この企業行動原則に基づいて各主管部門が整備活動を推進する一方、全体的な整備状況を全取締役および常勤監査役が参加する信頼経営推進会議が把握することで、グループ全体の内部統制の整備レベルが着実に向上するよう努めております。具体的な状況は次のとおりです。

(1) 業務執行体制(会社法施行規則第100条1項3号、5号)

職務権限規程および業務分掌規程ならびに関係会社管理規程を制定し、グループ全体の権限配分を網羅的に定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築しております。

企業集団の業務の適正性確保の点では、関係会社管理規程において親会社の事前承認または報告を義務付けているとともに、一定基準を満たすものについては、親会社の取締役会付議事項とすることで、グループとして統制のとれた業務執行が行える体制としております。また、子会社の業務執行体制の整備に関する責任は各事業部門の責任者が負うこととし、横断的なテーマなどについて本社の各主管部門が支援を行う体制としております。

執行に携わる者は、取締役会に対して、3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行うものとしております。

- ・業績の状況および今後の業績見通しに関する事項
- ・リスク管理の対応状況
- ・重要な業務執行の状況

(2) 職務の執行に関する情報の保存および管理(会社法施行規則第100条1項1号)

職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書管理規程、稟議規程、契約書管理規程、その他関連規程に従って行っており、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧しております。情報セキュリティ基本規程に基づきグループ会社も含めた社内情報について機密度に応じて適切に管理することで、情報漏洩の防止に努めております。

(3) 違法経営(会社法第362条4項6号、会社法施行規則第100条1項4号、5号)

「経営理念」の実践原則として「企業行動原則」を定め、その基本骨格である違法経営の基本事項を定める違法経営基本規程を制定し、組織体制等を定めております。

違法経営の総括責任者を社長とし、各事業部門の責任者が管理する子会社を含めて違法経営を推進し、横断的なテーマについては本社各主管部門が各事業部門と協働して推進する体制としております。

社内相談・通報窓口「違法ヘルプライン」、その他の各種相談窓口を設置し、違法経営に反する行為を発見したときに通報することとしております。

社員向けWeb研修等の各種社内教育を子会社従業員を含めて実施するよう努めております。

社長の下に違法経営に関する事項を審議する会議体として信頼経営推進会議を設置しております。信頼経営推進会議では、法令・社内規程・企業倫理の遵守状況、重点領域の取り組み状況など、違法経営全般の進捗管理を行っております。なお、同会議体には常勤監査役も出席しており、違法活動の内容について監査役も確認できる体制となっております。

社長は、定期的に取締役会に違法経営に関する事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講じます。

「反社会的勢力」とは一切関わらない旨を「企業行動原則」に定めております。

(4) リスクマネジメント(会社法施行規則第100条1項2号、5号)

リスク管理体制を定めるリスク管理基本規程を制定し、組織体制、リスク管理の方法等の基本事項を定めております。

リスク管理の総括責任者を社長とし、各事業部門の責任者が管理する子会社を含めてリスク管理を推進しております。

社長の下にリスク管理に関する事項を審議する会議体として信頼経営推進会議を設置しております。信頼経営推進会議では、全社重要リスクの抽出・特定およびその制御活動の状況の管理等を行っております。また、重要リスク発現時には、所定の危機管理プログラムに従い社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制としております。

社長は、定期的に取締役会にリスク管理に関する事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講じます。

(5) 監査体制(会社法施行規則第100条3項)

監査役は監査役監査規程に基づき、職務の遂行上必要と判断したときは、取締役および使用人からヒアリング等を実施することができます。

監査役が経営戦略会議、経営会議などの執行サイドの重要会議に出席できることとしており、取締役と同レベルの情報に基づいた監査が実施できる環境となっております。また、監査役に対し重要決裁書類を定期的に回付することとしております。

監査業務を補助するため監査役室を設置し、専属の使用人を配置しており、当該使用人の人事異動・人事評価等は、監査役会の意見を尊重することとしております。

監査役と内部監査部門および会計監査人との協議を定期的に行うことで、監査の実効性を高めるよう努めております。

監査役と代表取締役の定期的な会合を持つことで、監査役自らが業務執行の状況を直接把握できる体制となっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

上記1. (3)に記載のとおり、反社会的勢力および団体とは一切関わらないことを基本的な考えとし、社会の秩序や安全に脅威をあたえる反社会的勢力に対し毅然とした行動をとることによる関係排除に取り組んでいます。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

社内においては、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を取締役に於いて決議し、「企業行動原則」において反社会的勢力排除の考え方をエブソングループ統一の企業意思として示すとともに、「エブソン社員行動規範」において役員・社員が心がけるべきこと、行動すべきことを記載し、社員行動規範のeラーニング教育により啓発・浸透を図っています。

販売先および調達先については、相手先の信用調査および定期評価において、反社会的勢力との取引を未然に防止する仕組みを業務システムの中に組み入れるとともに、取引契約における反社会的勢力との関係排除条項を設けています。また、「危機管理プログラム」において、反社会的勢力による不当要求等に対する対応として、総務部門が対応部門となり、関係行政機関などから情報収集を行うとともに、初動体制の確認、公的機関を含む外部専門家との協議などの方策対処を定めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、平成20年4月30日開催の取締役会において、次のとおり当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めました。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付け提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、役職員が一体となって価値創造に向けて取り組むことや、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維持・獲得していくことが不可欠と考えております。しかしながら、株式の大量取得行為のなかには、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成27年（2015年）までにエプソンが目指す姿を定めた長期ビジョン「SE15」と、当該長期ビジョンの実現に向けた平成21年度を初年度とする3カ年計画である「SE15前期 中期経営計画」を平成21年3月に策定しました。「SE15前期 中期経営計画」では、厳しい競争環境が継続すると予想されるなか、グループの総力を挙げてこの状況に対処し、あらゆる手段を講じて利益体質への転換を図り、さらに長期ビジョン「SE15」の実現に向けての道筋を確実なものとしていくことを目指しております。今後、エプソンは、強みが活かせる分野・成長分野・重点分野に経営資源のシフトを進め、次代を担う新規事業の育成に取り組めます。同時に、事業環境の悪化などにより収益化が困難な事業については、拠点の統廃合や他社との戦略的な協業などの施策に取り組んできておりますが、これらの総仕上げに向けて構造改革と事業基盤の再構築を進めてまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成20年6月25日開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認のもと、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」という。）を導入しました。本プランは、当社株券などに対する大量買付が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために、大量買付者と協議交渉などを行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑制することを目的としております。具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株券などの買付または公開買付けを実施しようとする買付者に、意向表明書ならびに株主の皆様への判断および特別委員会の評価・検討などのため必要かつ十分な情報を事前に当社取締役会へ提出すること、本プランに定める手続きを遵守することを求めています。そのうえで、当該買付行為が、本プランに従わない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると判断された場合は、当該買付行為を阻止するための対抗措置を発動するプランとなっております。一方、当社取締役会は、対抗措置の発動について、取締役会の恣意的判断を排除するため、独立性の高い社外者などから構成される特別委員会の判断を経ることとしております。特別委員会は、買付内容の検討、当社取締役会への代替案などの情報の請求、株主の皆様への情報開示、買付者との交渉などを行います。特別委員会は、対抗措置発動の要否を当社取締役会に勧告し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動に関する決議を速やかに行うこととしております。なお、本プランの有効期間は、平成23年6月20日開催の定時株主総会終結の時までであったことから、同定時株主総会における株主の皆様のご承認のもと、本プランの内容を一部変更したうえで更新することといたしました。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記2. (1)に記載した取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、上記1.に記載した基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社経営陣から独立性の高い者のみから構成される特別委員会が設置されており、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が導入から約3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の方針の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

